

## 島原半島ジオパークキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原半島ジオパークキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用目的)

第2条 キャラクターは、島原半島ジオパークを広くPRするための取組みについて使用するものとする。キャラクターに関する著作権は、一般社団法人 島原半島観光ジオパーク協議会（以下、「協議会」という。）に帰属し、使用者がキャラクターを自己のものとして使用することはできない。

(使用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ島原半島ジオパークキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を一般社団法人 島原半島観光ジオパーク協議会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体がキャラクターのデザインを変更、改変することなく印刷物又は開設するホームページ等へ使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (4) 協議会が依頼するとき。

(使用承認の基準)

第4条 会長は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- (1) 第2条の使用目的に適合しないと認められるとき。
  - (2) 島原半島ジオパークの品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
  - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
  - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
  - (5) キャラクターのデザインを変更、改変するとき。
  - (6) そのほか、会長がキャラクターの使用について不適正と認めたとき。
- 2 前項の承認は、島原半島ジオパークキャラクター使用承認書（様式第2号）をもって行う。

(使用料)

第5条 キャラクター等の使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、会長の指示する使用条件に従うこと。

- (2) 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲受し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) キャラクターの顔、形を大幅に変更したり、裏返し又は規格外の展開、一部使用など応用使用はしないこと。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできない。

（承認の取消）

第7条 会長は、キャラクターの使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長及び協議会はその責めを負わないものとする。

2 前項の承認の取消しは、島原半島ジオパークキャラクター使用承認取消書（様式第3号）をもって行うこととする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、その対象物を利用してはならない。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年度の許可にかかる申請から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年度の許可にかかる申請から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年度の許可にかかる申請から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和8年度の許可にかかる申請から適用する。